

産業活性化・雇用対策特別委員会会議録

平成20年11月5日

場 所 第5委員会室

平成20年11月5日（水曜日）

午前10時0分開会

会議に付した案件

○概要説明

農政水産部

1. 農業振興に係わる融資制度について

商工観光労働部

1. 産業振興や新分野進出に係わる融資制度について

2. 農商工連携の取組について

○協議事項

1. 次回委員会について

2. その他

出席委員（12人）

委員	長	高橋	透
副委員	長	松田	勝則
委員		緒嶋	雅晃
委員		米良	政美
委員		福田	作弥
委員		野辺	修光
委員		丸山	裕次郎
委員		萩原	耕三
委員		松村	悟郎
委員		太田	清海
委員		新見	昌安
委員		井上	紀代子

欠席委員（2人）

委員		中村	幸一
委員		中野	廣明

委員外議員（なし）

説明のため出席した者

農政水産部

農政水産部長	後藤	仁俊
農政水産部次長 （総括）	西田	二郎
農政水産部次長 （農政担当）	伊藤	孝利
部参事兼 農政企画課長	岡崎	吉博
地域農業推進課長	上杉	和貴
担い手対策監	山内	年
営農支援課長	吉田	周司
農業改良対策監	佐藤	吉史
畜産課長	押川	延夫

商工観光労働部

商工観光労働部長	高山	幹男
商工観光労働部次長	河野	富二喜
企業立地推進局長	矢野	好孝
部参事兼 商工政策課長	内栞保	博秋
工業支援課長	森	幸男
商業支援課長	工藤	良長
経営金融課長	古賀	孝士
労働政策課長	押川	利孝
地域雇用対策監	金丸	裕一
企業立地推進局副参事	藤野	秀策
食品開発センター所長	青山	好文

事務局職員出席者

政策調査課主査	久保	誠志郎
議事課主幹 （議事担当）	日高	賢治

○高橋委員長 ただいまから産業活性化・雇用対策特別委員会を開会いたします。

先日は、県外調査、大変お疲れさまでござい

ました。

まず、本日の委員会の日程についてであります。お手元に配付の日程案をごらんください。前回の委員協議において、新分野へ進出する場合の融資制度について要望がありましたことから、まず農政水産部に、農業振興にかかわる融資制度について御説明をしていただきます。次に商工観光労働部に、産業振興や新分野進出にかかわる融資制度について、さらに、調査委事項であります、農商工連携の取り組みについて説明をしていただきます。その後、次回委員会について御協議いただきたいと思いますが、このように取り進めてよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○高橋委員長 それでは、そのように決定いたします。

なお、農政水産部につきましては、食の確保・食の安全対策特別委員会にも呼ばれておりますので、円滑な進行に御協力をお願いいたします。

また、前回の委員会で要求のありました資料につきましては、委員会資料と一緒に事前配付をしております。よろしくお願ひします。

それでは、これから執行部の説明に入ります。執行部入室のため、暫時休憩いたします。

午前10時1分休憩

午前10時2分再開

○高橋委員長 委員会を再開いたします。

前回の委員会に引き続き、農政水産部においていただきました。

それでは、概要説明をお願いいたします。

○後藤農政水産部長 おはようございます。農政水産部でございます。本日はよろしくお願ひ申し上げます。

座って説明させていただきます。

まず、お手元の特別委員会資料を1枚お開きいただき、資料1ページをごらんいただきたいと思ひます。本日は、御指示のありました、農業振興にかかわる融資制度について御説明させていただきます。御案内のとおり、本県の農業融資制度は、厳しい農業情勢のもと、農家経営の安定を図ることはもとより、新サンシャイン21農業推進資金など本県独自の低利資金を充実することにより、担い手育成や産地確立、さらには安全な食をはぐくむことなど、第六次宮崎県農業・農村振興長期計画の主要施策推進を資金面から支援しているところであります。詳細は、この後、担当課長から御説明申し上げます。

私のほうからは以上でございます。

○吉田営農支援課長 営農支援課でございます。農業振興にかかわる融資制度について説明をさせていただきます。

具体的な内容の説明に入ります前に、まず、農業制度資金の概要について説明させていただきます。農業制度資金はさまざまな農業の取り組みに活用できる資金で、国や県、市町村からの利子補給、利子助成といった支援により、農業者は低利で資金を借り入れることができるようになっております。農業は一般的に、初期の投資から利益を回収するまでの期間が長く、また、気象条件等の影響を受けるリスクが大きいなど、他の産業分野とは異なった特質があるため、融資に関しましても民間の金融商品にはよりがたい性格を有しております。そこで、農業施策を推進する上で必要な事業に対し利子補給等を行うことにより、農業者へ低利の資金を供給するために設けられているのが農業制度資金であります。補助事業と並ぶ有力な政策誘導手段になっております。また、農業制度資金は補

助事業と比べまして行政の介入度合いが低く、農業者の自主性をより生かした政策誘導を図ることができます。さらには、利子補給に伴う財政負担が後年度まで及ぶものの、補助事業に比べまして初期の財政負担が小さく、その分、対象者数を拡大することができるという特徴を有しております。

それでは、お配りいたしております資料の1ページ目をごらんください。ここには、農業制度資金目的別一覧ということで、主な農業制度資金とその資金使途等を一覧で示しており、それぞれの資金は丸印がついている取り組みに活用できることとなっております。

一番左側の欄で資金の性質ごとの区分をしておりますが、上から順に見ていただきますと、まず、農業経営改善関係資金、すなわち農業経営をよりよく、大きくするための資金としまして、農業近代化資金、農業改良資金、農業経営基盤強化資金（スーパーL資金）、経営体育成強化資金の4資金がございます。また、農業近代化資金とスーパーL資金につきましては、資金を活用した第六次宮崎県農業・農村振興長期計画の重点施策に係る担い手の取り組みを支援するため、新サンシャイン21農業推進資金による県単独の上乗せ利子補給を行って、貸付金利を0.5%から1.5%まで引き下げ金利負担の軽減を図っているところであります。新サンシャイン21農業推進資金の対象となる取り組みにつきましては、表の中では「サ」と表示をしております。

次に、農業負債整理関係資金、すなわち農業経営の立て直しをするための資金としましては、農業経営負担軽減支援資金、畜産特別資金がございます。また、先ほど農業経営改善関係資金として申し上げました経営体育成強化資金は、

負債整理関係資金としての機能もあわせて持っております。農業経営負担軽減支援資金と畜産特別資金につきましては、経営コンサルティングを受けながら積極的に経営改善を図ろうとする農業者の取り組みを支援するため、新農業経営サンパワー資金による県単独の上乗せ利子補給を行って貸付金利を1.5%まで引き下げ、金利負担の軽減を図っているところであります。表の中では「パ」と表示をしております。

その次のその他の資金の中には、認定農業者向けの短期の運転資金であります農業経営改善促進資金（スーパーS資金）、認定就農者のための無利子資金であります就農支援資金、中山間地域の活性化を図るための中山間地域活性化資金のほか、原油・家畜飼料価格の高騰に関し県独自の支援策として創設いたしました宮崎県原油・家畜飼料価格高騰対策農業緊急支援資金や、県単独で利子補給措置を講ずる家畜飼料特別支援資金があり、さらに、一番下の災害関係資金には、天災融資法に基づき国が発動する天災資金、県単独の災害資金である宮崎県農業災害緊急支援資金、平成19年度に新たに公庫資金の農林漁業セーフティネット資金がございます。

それでは、以上の資金のうち、本日の委員会では農業振興にかかわる制度資金についてということで、農業経営をよりよく、大きくするための農業経営改善資金につきましては、各資金の概要を個別に説明させていただきます。

資料の2ページをお開きください。まず、1の農業近代化資金についてであります。農業近代化資金は、昭和36年に農業近代化資金融通法に基づいて創設された資金であり、農業経営の近代化を図るのに必要な経費を資金使途としております。農業用施設の整備、農業用機械の購入、家畜の導入等に利用できる、身近で使い道

の広い資金となっております。貸付限度額は、個人が1,800万円、法人、任意団体が2億円で、農業協同組合などは15億円であります。なお、農業近代化資金と、後ほど説明いたしますスーパーL資金には、平成19年度から3カ年の間、国の無利子化措置が導入をされております。

次に、(2)の農業改良資金であります。農業改良資金は、昭和31年に農業改良資金助成法に基づいて創設された資金であり、農業経営の改善を目的として、新たな農業部門の経営や農畜産物の加工の事業を開始することなど、新たな分野にチャレンジする農業者に対して優遇される無利子の資金であります。貸付限度額は、個人が1,800万円、法人、農業者の組織する団体が5,000万円となっております。この資金はこれまでにもたびたび制度の拡充が図られてきておりますが、平成19年度からは地方公共団体の単独補助事業の補助残部分が貸付対象に追加されております。さらに、ことしの9月からは、農商工等連携促進法に基づく農商工等連携事業計画の認定を受けた農業者及び中小企業者が貸付対象者に追加されるとともに、農商工等連携事業計画の実施に係る貸付については、償還期間と据置期間が通常の貸付より2年間延長されるという優遇措置がとられることになったところであります。今回の制度拡充を通じまして農業者と中小企業者の有機的な連携が図られ、それぞれの経営資源の有効活用が促進されることにより、今後、農業者及び中小企業者の経営の改善や向上が進むものと期待をされております。

資料の3ページをお開きください。(3)の農業経営基盤強化資金であります。この資金は、農業経営基盤強化促進法に基づく認定に係る農業経営改善計画等を達成しようとする農業者、いわゆる認定農業者に対して融通される株式会

社日本政策金融公庫の資金であり、一般にスーパーL資金と略称されております。貸付限度額が、個人で1億5,000万円、法人で5億円あることに加え、資金使途が広く、償還年数も最長で25年と長いことから、農業者の必要とする金額が大きい場合にも対応できる資金となっております。なお、先ほど申し上げましたとおり、この資金には、農業近代化資金とあわせて平成19年度から3カ年間、国の無利子化措置が導入をされております。

最後に、(4)の経営体育成強化資金であります。経営体育成強化資金は、農業経営の改善を図るための農地取得や設備投資のほか、負債整理のための資金も借り入れることができます。認定農業者以外の担い手向けの株式会社日本政策金融公庫の資金であります。この資金の貸付限度額は、個人が1億5,000万円、法人が5億円となっております。

ただいま説明した4つの資金は、他産業から法人が農業へ参入する場合にも活用できますが、これらの資金を借り入れる際の一般的な手続フローを4ページに示しておりますので、ごらんください。農業近代化資金、農業改良資金、スーパーL資金、経営体育成強化資金の4資金につきましては、借り入れ希望者が農協や銀行等の窓口機関のいずれか1つに借り入れの申し込みを行えば、各融資機関が相互に連絡調整を図りながら、4つの資金のうち借り入れ希望者に最も適した資金が融通されるように融通審査を進める仕組みとなっております。

続きまして、主な農業制度資金の融資実績等について御説明いたします。資料の5ページをお開きください。(1)の資金種類別の融資実績としまして、平成18年度及び19年度の融資実績と本年9月現在の資金の融資状況を示しており

ます。本県の農業制度資金の融資実績は堅調で、平成19年度の実績は、件数で922件、金額で132億円余りであり、実績額の伸びは対前年比で26.2%増となっております。特に農業近代化資金及びスーパーL資金については、国が導入した無利子化措置の影響もありまして、農業近代化資金の融資実績額は対前年比14.5%増の67億6,700万円で、前年度より8億5,600万円の増でございます。スーパーL資金の融資実績額は対前年比36%増の39億8,600万円で、前年度より10億5,400万円の増と、いずれも前年度を大幅に上回る融資実績となったところであります。平成20年度の融資状況につきましては、まだ年度の途中なので数値のばらつき等はありませんが、国の無利子化措置が借受者に浸透し、引き続き、農業近代化資金、スーパーL資金ともに堅調な伸びを示しております。

次に、(2)の他産業から農業へ参入した者の制度資金の活用状況についてであります。農業制度資金を活用した他産業からの農業への参入事例といたしましては、スーパーL資金に関しまして、昨年度、建設業を中心に4件、約1億300万円の農業への参入が見られたところであり、今年度も酒造業者による和牛の肥育や食品スーパーによる施設野菜の栽培など幅広い業種から、9月現在で既に4件、約1億8,400万の参入が見られているほか、さらに複数の相談が融資機関に寄せられている状況にあります。

県としましては、本県農業のさらなる振興を図るため、担い手の農業経営の改善や規模拡大等に必要な資金が、資金需要に的確に対応し、また低利で融通されるよう、引き続き各農業制度資金に対する利子補給、利子助成を行うとともに、農業信用基金協会が行う機関保証制度に対しても、債務保証基盤の強化に向けた補助を

行うことで資金の円滑な融通を図り、農業者の農業経営改善に寄与してまいりたいと考えております。こうした取り組みのほか、農業制度資金に関する情報提供や相談対応等の充実も図りながら、今後とも農業者に対する金融面からの支援に努めてまいりたいと存じますので、よろしく願いいたします。

私からの説明は以上でございます。

○高橋委員長 執行部の説明が終わりました。御意見、御質疑などがございましたらお願いいたします。

○米良委員 例えば近代化資金とかの融資制度というのは50有余年がたつわけですよ。我々もそういう経験があるわけですが、課長からさっき説明がありましたけれども、初期投資から利益を上げ、所得を上げるまでの期間というのが非常に長いというのは、そのとおりだと思うんです。そしてまた農業は確実性がない、所得保証というか、これだけ借りてこれだけの農業経営をやって、10年後、15年後にこれだけの所得があってという計画が立たないところに悩ましさがあるんですね。5ページで話がありましたように、農業近代化にしても、18年、19年562件、500台で実績が上がっています。これが多いか少ないかはわかりませんが、20年の9月現在で308というのは、減ってきた厳しさをどう考えておられるのか。また、年度途中で308ということですが、これまで利用された皆さんたちのその後の農業経営、あるいはその実態なり追求調査した経緯があれば、どこかのファーマーの実態でもいいですけども、そこ辺はどうですか、調査したことがありますか。

○吉田営農支援課長 まず、19年度は562件で、20年9月現在が308件ですけど、多分、去年を上回るような勢いでまだまだ貸付としてはふえてく

る状況にあらうかと思っております。それほど資金需要としては旺盛だと今感じているところです。

それと、調査をしたことがあるかという話ですが、私どももスーパーL資金だとか農業改良資金だとかそれぞれ使用された方々の調査等、全部ではございませんが、抽出してさせてもらっています。中には改良資金なんかで延滞が起こったりというのもございますし、反対に大きく伸びているような事業もございます。これは、その時々の方々の経営者の手腕と言うと怒られますが、そういうところもあらうかとは思いますが、先ほど申しましたように無利子化資金の3年間のうちのあと1年というのものもあるのかもしれませんが、そういう意味で、無利子のうちに20年とか25年とか長期の資金投資をしていこうという前向きな農業者の方も多くいらっしゃるとうように感じております。

○米良委員 最近、建設業の皆さんたちがやむなく廃業に追い込まれるという実態が出てきておるわけですが、その実態からすると農業支援あたりが一番手っ取り早いんじゃないかということで、皆さんたちもそういう取り組みがなされておるけれども、19年度3件しかない。それだけ農業というのは将来にわたる所得なり確実性がないところに悩ましさを感じるんです。だから、さっき言ったように、県の段階、市町村の段階で追跡調査して結果を明らかにして、未来に育っていく人たちに何らかの方向性を与える意味で、そういうことも必要ではないかなと思うものですからお尋ねをしたところであります。

将来的に農業がどうなっていくかという不安というのが昔からあるんです。こういう好条件で融資制度なるものが出てありがたいけれども、

利用する側から立つと将来的な不安が払拭できないところに非常に難しさがあると感じるものですから、県内のこういう制度を活用した実績を披瀝していくことも、これからの活用における拡充が出てくるのではないかと思うものですから、そこ辺の将来的な考え方を、課長、どう見ておられますか。

○吉田営農支援課長 委員のおっしゃるとおりだと思っております。いろいろな優良事例集だとか、国だとか何とかでまとめて資金の使途のことをPR等はさせてもらっておりますが、今おっしゃるようにもう少し掘り下げた検討もしてみたいと思っております。

○萩原委員 わからないところをちょっと教えていただきたいんですが、2ページ、農業改良資金の「農商工等連携事業計画の認定を受けた農業者」、この認定というのはどこが認定するわけですか。

○吉田営農支援課長 これは中小企業と農林の間でございますので、農商工連携等の事業計画の認定を国が行うことになってございます。

○萩原委員 口では「国が行うこと」となるけれど、具体的にもうちょっと教えてください。

○吉田営農支援課長 経産省と農水との共管でやっていると思います。

○萩原委員 4ページ、実際、借り入れ希望者が窓口機関に相談する。農協、銀行、農林中金、公庫等とあるんですが、実態は農協が中心なんですか。それとも農林中金と農協が半々なのか。この辺はどうですか。

○吉田営農支援課長 基本的には農協が多いと思います。特に系統の農家の皆さんは農協に当然行かれると思いますので、農協が多いと思います。

○萩原委員 商工関係ではよく保証協会が間に

入っておるわけですが、それは保証協会も関係するわけですか。

○吉田営農支援課長 農業のほうも農業信用保証協会がございますので、そちらでやっておりますし、当然、系統も公庫もですし、今は太陽銀行さんもそこに加入してもらってございますので、太陽銀行さんでも近代化資金等は借り受けができるようなシステムになっております。

○萩原委員 関連するんですが、今、こういう経済の状況ですから、「貸し渋り」だとか「貸しはがし」だとかよくはやった言葉ですが、それと保証協会と金融機関と借り入れ申し込みを三者でキャッチボールするとか、そういうことはありませんか。

○吉田営農支援課長 今、貸しはがしだとか貸し渋りだとかという話があるんですが、基本的に農業の制度は、国の財政投融资資金を使ったスーパーLだとか、国と県が出す農業改良支援資金でございます。民間の資金を使ってというのは近代化資金が主でございますが、農業近代化資金は基本的には農協さんのお持ちの資金で融通をしてまいりますので、私が今思っている限りでは、少なくとも貸しはがしとかはないだろうと思っています。

ただ、おっしゃるように今、経済状況が大変厳しゅうございますので、借り受けを申し込んだときの経営計画、借り受けて償還の計画、この辺についての精査は、金融機関でございますので十分審査をされるだろうというふうに思っております。ただ、基金協会の保証もつきますので、近代化資金等で余りそういうことで滞るようなことはないというふうに感じております。

○萩原委員 農協の話、正式に調べたわけでもないんですけども、商工業の負債も大きいですが、農家の皆さんの負債も大変な額だと、こういう

ふうに聞いております。これは根拠のある話じゃないんですよ。そういうことを伺ってしまして、農協の金融部門の皆さんも農家をつぶすにつぶせないという実態があるというんです。その辺はどのように把握していらっしゃいますか。

○吉田営農支援課長 確かに大変厳しい部分があるんでございますが、今、私どもは、農業者の経営改善といいますか経営支援に力を入れていかなくはないかと思っております。県と農協団体、経営支援センター等も介しまして、成績の悪い方のコンサルティングも行いますし、通常に稼働されている方々のもふだんからこ入れをしてというか健康診断みたいなことをしながら、技術を高め、いいものをつくりというようなことでの支援をしながら、金融の資金なり回収ができるようにやっていきたいということで、支援を一生懸命行っているところでございます。

○福田委員 私どものこの特別委員会は、先々週、大分県と福岡県を調査いたしました。私も議会、なかなか地元を調査する機会は少ないんですが、今回はあえて私どもの委員会、九州内を視察調査したわけでありまして。その中で感じましたことは、大分、福岡は地の利を得て、いろんな企業が立地をしまして、うらやましい限りであります。

それはさておきまして、帰りの電車の中でお互いに話したことは、宮崎県は最終的には食と農で生きる以外に方法はないなということを実感として感じました。将来の九州道の移行等も配慮しながら考えたんですが。と申しますのは、大分にしましても福岡にしましても、すぐれた企業立地のインフラが整備されてましてびっくりしました。日産の自動車工場を見せていただきましたがですね。

そこで、私は、農政に関しましては宮崎県は、いろいろ問題点の指摘はありますが、北海道と並んで頑張ってきた県だと思っています。この制度資金の利用等につきましてもよくやってきたと。私も現場に長くおりましたからわかっているんですが。しかし、どうしても落ちこぼれが出ます。その辺のフォローが行政もJAも若干弱かったかなという気がいたしておるわけがあります。

そこで本論であります、本県が地場産業の活性化をやる場合に食と農を抜きには考えられない。特に農商工連携は国が打ち出した制度であります、これを利用して、特に農林漁業金融公庫等が合併しまして農も商も政策銀行として一体化しましたから、これをチャンスに宮崎県で食と農を一体化した産業を興すべきだと考えておりました、過去も何回か私はそういう質問を本会議でいたしました、例えば宮崎港あたりは食の企業を興すにはうってつけの用地がまだ残っているんです。

なぜ私が食の問題を申し上げるかと申しますと、かつては食品産業というのは外国から輸入しました原材料を中心に加工をやっていましたから、宮崎は不向きだったんです、輸入基地から遠いんです。ところが、消費者、国民の国産志向、安全・安心志向から国産に大きく目がシフトしましたから、この際チャンスだと思うんです。今回の先々週の九州内の視察から感じ取ったんですが、宮崎県は北海道と並んで、東京都知事あたりが、将来、東京都民の台所を守ってくれるのは、北のほうは北海道、南のほうでは南九州しかないと言っていますから、いろんな流通等についてもお手伝いしますよとまでおっしゃっているんですから、ぜひ取り組んでほしいなと思っております、今の情勢変化。一般の

企業は非常に金融はタイトですよ。しかし、農業金融に関しましてはまだまだ余裕がいっぱいありますから、受け手がしっかり営農経営をできるとすればですね。あるいは食品関連とかですね。考えますが、いかがでございましょうか。

○吉田営農支援課長 委員おっしゃるとおり、北海道は格別でございすけれども、制度資金、特にL資金は全国で2番とか3番というぐらいの実績をずっと上げてきておりました、やらせてもらっています。それと今、国産に対するフォローの風がいっぱい吹いていると思いますし、食料産業クラスターということで、農商工の連携をおとしぐらいから先取りをして進めておりますので、私どもの持っている農産物、農業側の資源をうまく中小企業の皆さん、メーカーの皆さんとマッチングをさせて、商品ができるような取り組みに力を入れていきたいと、私どものほうから積極的に中小企業の皆さん方にも働きかけをしてまいりたいというような意欲を持っておるところでございす。

○福田委員 もう一点ですが、今、そう言いながらも農業者の負債というのは、萩原委員指摘のとおり非常に大きいわけですね。建設業だけが目につきますが、建設業の場合は金融の流れというのが手形とか小切手を使つての決済でありますから、即表面化するんですが、農業金融の場合はそういう決済手段を使つておりませんから表面化しません。だけど、金額的には同じようなものがあるのかなと私は見ておるんです。そこで、ぎりぎり、何とか手を差し伸べれば生き上がれる、立ち上がれるという農家については、もう一回、先ほど詳しく説明がありました農業負債整理関連の資金をうまく活用する手立てを行政として考えてほしいなと思うんです。これをやらないと、宮崎県の農業はそれこそ生

産力を急速に失うような気がするんです。私も現場におりまして、ぜひ救ってやれと、そういうことを盛んに言うんですが、一方では金融の融資機関としての債権保全の立場がありますから厳しいんでしょうけど、しかし、「救えるものは救ってやらんと、宮崎県は農業県ではなくなるよ」と言っているんです。ぜひこの辺の指導もお願いしたいと思いますし、また、行政としての手立てもないと融資機関として厳しいと思いますから。

○吉田営農支援課長 今おっしゃるとおり、我々も経営支援センター等と連携しながら、各JAの皆さんとも手を組みながら進めてまいりたいと思っておりますし、サンパワー資金等もございまして、資金面からも応援をしながら進めたいと思っております。

先ほど農商工連携の件で農水と経産省と発言しました。後ほど商工のほうで詳しく説明があると思いますので、そちらのほうでよろしくお願ひしたいと思ひます。

○高橋委員長 委員の方々にお願ひがございまして、先ほど申しましたように農政水産部は他の特別委員会にも呼ばれておりますので、簡潔な御質疑をお願ひします。

○丸山委員 前回、委員会資料を要求した中で、建設業から新分野に移行ということで22件の申し込みがあってそれぞれ交付されていまして、そのうちの農林業関係が17件出ています。大体100万円が上限の交付金であって、その後、実際農業なり林業を担っていくためには資金をいかに借りていくかということなんですが、今回、融資の話は建設業からは1件しか来ていないと。これがとまっている理由は何かと分析しているのか。本来もうちょっと融資資金なり制度資金を使いたいけれども使えない状況があるんじゃないかというふうに思っているんですが、その辺の分析はしていらっしやいませんか。

○吉田営農支援課長 私どもが公庫のほうから聞いているところでは、先ほど実績4件と申しましたけど、ほかにも多数案件として上がってきておりますので、その中で建設業者が何件かというのはある程度は把握しております。もう少し把握はしたいと思ひます。

○丸山委員 建設業とか土木もですが、借りるときに、農協なり市中銀行、公庫を含めて、新しいところには実績がないから貸さないというのが大きなネックになっているというのをよく聞きます。お金が回らないと新しい産業に入れないと思ひますから、その辺をどのように公庫なり市中銀行に話をしているのか、県の体制をお願ひしたいと思ひます。

○吉田営農支援課長 金融部会とか話はかかわってくると思ひます。少なくとも技術屋サイドから言えば、借受者にとっていい方向に進むような指導なり発言をしてきておると思ひます。初めて取り込まれる事業であれば、特に技術的な裏づけとかが大変大事だろうと思ひますので、その辺も含めて普及指導等しっかり取り組んでいく必要があるかと考えておると思ひます。

○丸山委員 要望ですが、いろんな資金を県が出していただいておりますけれども、新規参入に関して借りられない人が多いということでもありますので、十二分に銀行サイドのほうに助言をしていただければありがたいと思ひます。

○野辺委員 融資実績についてお尋ねしたいんですが、農業改良資金は無利子なのに、なぜ資金需要がないのか。特別何か制約があるんでしょうか。

○吉田営農支援課長 我々もすごく心配をしているというか、無利子でなぜふえないんだろう

かと思ったりするんですが、一つには、農協に借りに行かれたときに、近代化資金とかふだん使いなれた資金のほうを担当者が誘導するというとおかしいですけど、そういう話がある。今、一生懸命改良資金の振興を普及センターを使ってやっております。ことしはそういうことである程度数が上がってきております。それと補助残融資にも使えるというところがございますので、ヒートポンプを入れて、その後の補助残にとか、ある1件は、都城のほうでは交配事業の補助残を改良資金でやりたいとか、そういう意味で少し掘り起こしが進んでまいりました。私どものPRも多少足りなかったのかもしれませんが。

○野辺委員 近代化資金、L資金がすべてでないと思いますが、19年から21年まで国、県、市町村の利子助成があるために、末端は最終的にはゼロパーセントということになって、非常に資金需要がL資金にしても増してきて枠が余らないと聞いているんですが、これは当初、3年間じゃなくて2年ぐらい延ぶんじゃないかということも言われておったと思うんですが、そのような方向には行ってないんでしょうか。

○吉田営農支援課長 今、私が聞く範囲では、もともと用意していた予算額を突破するような勢いですごく伸びているというお話で、とりあえず国は3年を限度にというふうに今は言っておるようでございます。

○野辺委員 この資金によって宮崎県の農業は大分進んできたと思いますので、これは部長にもお願いしておきたいんですが、国に向かって、延長できるような方法で取り組みを要望していただきたいとお願いいたします。

○太田委員 融資する場合、農業信用保証協会とか活用しながらという説明もありましたが、

一般的にこういう融資というのは、担保とか連帯保証人とかは普通の融資と同じ対応をされているということでしょうか。

○吉田営農支援課長 今、保証協会のほうで保証をかけるということで、いわゆる第三者の人たちを巻き込まないようにしようということを進めております。

○太田委員 土地とか担保をとらないということですか。

○吉田営農支援課長 はい。基本的にはその物件以外の担保はとらないようにということで、保証協会のほうでというふうにお願いしております。

○太田委員 法人が参入をしてきたということで5ページに書いてありますが、これらの法人は、建設業、酒造業ありますけど、別途、農業法人という形をとらざるを得ないのか。

それと、貸付限度額等の説明の中に、個人、法人、任意団体という記述もありますが、農業法人とか何らかの形態をとらないといかんのか。

もう一つは、任意団体というのは、どんなのが任意団体なのか教えてください。

○吉田営農支援課長 基本的には、スーパーLとか無利子化の話になると認定農業者になってもらわなくてははいけません。

任意団体につきましては、農業者が複数集まって一緒になって規約その他等定めて、代表者を定めてやっていただければ結構だと思います。

それと、認定農業者でない方は、もう一つの経営資金のほうでやってもらえばというふうに思っております。

○太田委員 今のでわかりましたが、5ページの建設業として入ってきた人は、単に建設業の法人でやられるということですか。

○吉田営農支援課長 これはスーパーL資金を

利用されていますので、認定農業者になっておられます。

○上杉地域農業推進課長 補足説明を申しますと、建設業とか酒造業とかございますけれども、農地を使って農業をする場合には、そのままの形態では農地法上、農地を取得することはできませんので、農業生産法人という形で法人を新たに立ち上げて入っていただくということになります。ただし、それは農地制度上の話ですので、資金とはまた違う話でございます。

○新見委員 不勉強なので教えてください。4ページのフロー図の右下にあります特別融資制度推進会議、これがよくわからないので、どういった組織なのか。構成メンバーとか、どこにあるのか。

○吉田営農支援課長 先ほど金融部会と申しましたけど、農業会議の皆さんとか行政とか普及とか関係者が集まりましてこの案件の審査を行います。そういう部門を持ちます。

○新見委員 ということは、案件が上がった都度招集して協議するということですか。

○吉田営農支援課長 一月に1回とか各市町村でやっております。

○緒嶋委員 数字のことは別ですけども、福田委員も言われたように、宮崎県の農業は付加価値をつけて出さなければ、流通の関係で競争には勝てんわけですよ。輸送コストもかかるわけです。そうすると農商工連携というのが特に重要になってくるわけです。そういう連携を強化するための対策会議というのは頻繁に行われているのかどうか、組織的にどうなっておるのか。

○吉田営農支援課長 今までは、どちらかというと農政は農政の中で仕掛けて、食料産業クラスターというので個別に中小企業とお会いして

広げていっていたんですが、今回こういうことで、商工と私ども一緒になって掘り起こしを行いながらやっていきたいと思っております。

○緒嶋委員 その協議会というのは明確にあるわけですか。

○岡崎農政企画課長 農商工連携につきましては、農商工連携の施策の庁内連絡会議というのをことしの6月に設置しまして、その中でやっております。

○緒嶋委員 庁内だけでは私はだめだと思うんです。JAとか商工会、中小企業団体とか入れた中でやらんと、器の中の協議だけでは発展性がない。そういう意味では地域全体、県全体を挙げた形の中でそういうものをつくっていくことが必要で、これは商工にも言いますが、農商工ですから農が中心にならないかんわけだから、それぐらいの意欲を持って体制を整えて、宮崎の将来のためには、企業誘致も大切だけど、地場産業としての農業を中心とした将来の展望というのを農業が中心になってリードしていく、それぐらいの気持ちでやっていくべきだと思いますので、そのことを強く要望しておきます。

○井上委員 我が県の方向性と日本の国の方向性というのは、福田委員が言われた方向だと思うんです。金融立国よりか食の安全とか環境、エネルギー、その方向に国も行くべきだというふうに私も思っていて、大賛成なんです。先ほど緒嶋委員からもありましたけれども、その方向にどんどん進んで行くと思うんですが、そういう方向で資金のあり方も、農商工連携のあり方も見ていると、大規模農業化していく可能性というのは非常にあると思うんです。どんどんそっちの方向。宮崎は小さな農家の方が非常に多いわけです。その方たちはどうなっていくのかということのも心配なんですけど、それについて

はどのようなお考えを農政のほうはお持ちなのか。どなたでもいいですが、お聞かせいただきたい。

資金面も含めて大規模な方向にシフトしている。以前の回収不能だった分はどのくらいあるのだろうかとか、ある意味では上がってきている数値も借りかえなのかとか、ちょっと疑問も持つんですけども、資金面から見ると大規模化をどんどん進めるという方向になっていくのかなという思いがしてならないんです。小さい農家に対する対策というのはどうなっているのか、そこだけ教えてください。

○上杉地域農業推進課長 一般論として、国の施策もそうですけれども、基本的に、意欲ある担い手、例えば認定農業者とか法人、集落営農組織等に限られた予算を投入していく、集中化していくという大きな考え方があるかと思います。その中で、山間部などの小規模な農家を今後どうしていくのかという議論ももちろんあるかと思います。それにつきましてはさまざまな支援の中で対象としていかなければいけないんですけども、大きい考え方としましては、施策を認定農業者や法人に集中していくというのがあります。小規模な農家は集落営農組織とかに積極的に入ってもらって、そういう中で活動していく形になるかと思います。いずれにしても、小規模農家をこれからの担い手の育成の中で完全に切り捨てていくといったものではないと思っています。

○井上委員 大規模化していく農業と集落営農、それをどんなふうにするか分けて、どっちもがうまくやっていけるようにしていくことは非常に大事なのかなと思うんです。小さいところには地元の持っている味みたいなのがすごくあるので、そこをどうやって生かしていくかという

ことをぜひ考えていただいて、一方は大規模化していく、一方は小規模だけれどもそこに味がある、それに付加価値をつけていくという考え方を持っていて、資金的な援助もそこにしっかりと下支えができるようにですね。余り大きな金額だと払えないということもあると思うんですけども、そういうのを手当てをしていただくと、二頭立てみたいな感じですよ。いいのかなと思うので、そこもまた心を込めてやっていただけたらいいのかなと思います。

○高橋委員長 委員の皆さん、よろしいでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○高橋委員長 それでは、これで質疑を終わります。

執行部の皆さん、御苦労さまでした。

暫時休憩いたします。

午前10時54分休憩

午前10時58分再開

○高橋委員長 委員会を再開いたします。

前回の委員会に引き続きまして商工観光労働部においていただきました。

それでは、概要説明をお願いいたします。

○高山商工観光労働部長 おはようございます。商工観光労働部でございます。

本日は、お手元にお配りしております特別委員会資料の下のほうの目次のとおりでございますが、まず、農商工連携の取り組みについて、そして2点目、産業振興や新分野進出にかかわる融資制度について、この2点につきまして御説明をさせていただきます。それぞれ担当課長より御説明させていただきますので、どうぞよろしく願いをいたします。

私からは以上でございます。

○森工業支援課長 それでは、農商工連携の取り組みについて御説明いたします。

委員会資料の1ページをお開きいただきたいと思えます。まず、国の取り組み状況でございますけれども、「中小企業者と農林漁業者との連携による事業活動の促進に関する法律」、いわゆる「農商工等連携促進法」が本年の5月に成立をいたしまして、7月に施行されております。本法律は、農林漁業者と商業、工業等の産業間連携により地域経済を活性化することを目的といたしております。

この内容でございますけれども、2のスキーム・支援措置でございます。まず、図の左側の部分でございますが、中小企業者と農林漁業者の連携体が共同で事業計画を作成し、国に申請して認定を受けると、中小企業信用保険法の特例措置、それから債務保証、融資制度、設備投資への減税などの各種支援措置が活用できるというふうな仕組みになっております。図の右側の部分は農商工等連携の取り組みを支援する公益法人等に対する支援措置でございます。

次に、資料の2ページをお開きいただきたいと思えます。支援の流れでございます。上段の大きな枠で囲んだ部分、①事業者への支援でございますが、まず、農商工連携の取り組みを支援する機関といたしまして、経済産業省におきましては地域力連携拠点として県の産業支援財団など県内の5つの商工団体が指定されております。また、右のほうでございますけれども、中小企業基盤整備機構の各支部に設置されておりますハンズオン支援事務局、それから農水省におきましては県中小企業団体中央会内に食料産業クラスター協議会が設置されております。これらの支援機関が事業計画作成や事業化など各段階に応じて経営相談、専門家派遣などの支

援を行うことといたしております。さらに、事業計画が認定された後は、先ほど御説明いたしました債務保証や融資制度などの支援措置のほかに、右の下のほうに網かけで記載しておりますが、農商工等連携対策支援事業などの事業がございます。これらによりまして試作品開発や展示会出展などの事業化の段階に応じて国の補助事業が活用できるというふうになっております。

下段の②支援機関への支援は、農商工等連携の取り組みを支援する公益法人等についての支援の流れでございます。こちらも指導、アドバイス、セミナー開催等について国の補助事業が活用できるようになっております。

資料の一番下でございますけれども、この法律に基づきます事業計画認定の第1号といたしまして、本県におきましては、株式会社コムテックと農家との連携体が行います事業、それから霧島工業クラブが行います支援事業が9月19日に国の認定を受けたところでございます。

次に、資料の3ページをお願いいたします。「みやざき農商工連携応援ファンド創設事業」でございます。農商工等連携促進法に基づきます国の支援措置につきましては、ただいま御説明いたしましたように基本的には国の事業計画の認定が必要でございます。しかしながら、本県は農林水産業やこれらに関連した産業が基幹産業であるということにかんがみまして、国の認定がない取り組みでも、この応援ファンド事業を実施することによりまして本県独自に支援できる仕組みを構築いたしまして、農商工連携をさらに促進していこうと考えているものでございます。

2の事業概要でございますけれども、農商工連携事業の支援を目的としたファンドを創設い

たしまして、その運用益でもって助成を行うことといたしております。ファンドの総額は25億円でございます、内訳といたしましては、中小企業基盤整備機構から20億円、宮崎銀行、宮崎太陽銀行、宮崎県信用農業協同組合連合会から総額4億9,000万円、それに県が1,000万円というふうな内訳になっております。ファンドの設置期間は10年間で、管理運営は県の産業支援財団で行うことといたしております。運用益で行います助成事業につきましては、表にございますけれども、①が農林水産物を活用した新商品・新サービスの開発や販路開拓等の取り組みを支援する事業、②が農林水産物の生産や加工に必要な機械、装置、生産システム等の開発・研究を支援する事業でございます。③が農商工連携を支援する公益法人等が行う助言・指導等を支援する事業でございます。なお、補助率、融資限度額の詳細につきましては、現在、国の補助事業などと重複しないようにということで、詳細を検討中でございます。

続きまして、3事業実施までのスケジュールでございますけれども、中小企業基盤整備機構からの20億円につきましては既に内定をいただいております。さらに、9月の議会におきまして議決をいただいておりますことから、現在、中小企業基盤整備機構への借り入れ申請作業を行っているところでございまして、来年3月に貸付金の交付を受けた後に、県の産業支援財団にファンドを創設することといたしております。なお、助成事業の公募につきましては来年4月以降に実施する予定でございます。

続きまして、資料の4ページでございます。ファンドのスキームを示した図でございますけれども、中小企業基盤整備機構から県が無利子で20億円を借り入れまして、これに県が1,000万

円を加えて合計20億1,000万円を県の産業支援財団に無利子で10年間貸し付けを行うことといたしております。なお、県内金融機関からは、県の産業支援財団に対しまして合計4億9,000万円を直接低利で融資をしていただくことにしております。運用益につきましては、現時点では利回りを1.5%程度と想定いたしまして年間3,400万円程度を見込んでおります。

図の右の下のほうでございますけれども、本事業の推進に当たりましては、庁内の連絡会議や、今後設置予定の関係団体等で構成しますネットワーク協議組織、さらに地域力連携拠点等の支援機関や県食品開発センターなどの関係機関とも連携しながら推進していくことといたしております。

説明は以上でございます。

○古賀経営金融課長 5ページをお願いいたします。県の中小企業融資制度の中で新分野進出、産業振興に係る貸付につきまして御説明申し上げます。

まず、1の創業・新分野進出支援貸付でございます。融資対象者は、新たに事業を開始する者、または新分野へ進出する者となっております。融資限度額は、運転資金で1億円、設備資金で1億円ということになっております。融資利率は、借り入れ年によって異なりますけれども、年2.0～2.5%となっております。補償料率は、経営状況によって0.4～1.5%ということになっております。

続きまして、2の企業立地促進貸付でございます。融資対象者は、県の誘致企業、または投資額が5,000万円以上で、かつ操業開始以降1年以内に常時雇用する従業員が新たに10人以上見込まれる者等となっております。融資限度額は、運転資金で2億円、設備資金の場合は20億円と

なっております。

続きまして、3の魅力的な商店・商店街支援貸付でございます。融資対象者は、店舗、駐車場等の新增設、空き店舗への移転、商店街の整備、観光施設整備等となっております。融資限度額は、運転資金と設備資金合計で5,000万円となっております。

4の快適な環境・職場づくり支援貸付でございますが、融資対象者は、公害対策、環境対策を行う者、従業員向けの福利厚生施設、子育て支援施設、雇用の拡大（2名または1名以上）を伴う施設整備を行う者。融資限度額は、設備資金、運転資金合わせまして5,000万円となっております。

最後に、5のみやざき地域資源活用貸付でございます。融資対象者は、地域資源活用プログラムに基づく認定、経営革新の認定、昨年から県のほうでやっております「頑張る中小企業」の表彰を受けた者となっております。融資限度額は、運転資金、設備資金合わせまして5,000万円となっております。

その融資状況でございますが、6ページをごらんいただきたいと思います。本年4月から9月までのただいま御説明申し上げました貸付の融資実績でございます。まず、創業・新分野進出支援貸付でございますが、57件の5億5,240万円、融資残高で741件の48億8,337万1,000円となっております。以下、同様に表に記しております。合計で78件の15億7,610万円の融資を行いまして、融資残高が1,068件の151億8,237万4,000円となっております。以上でございます。

○高橋委員長 執行部の説明が終わりました。意見、質疑などございましたらお願いいたします。

○福田委員 産業支援財団の情報誌、冊子が議

員に送ってきますよね。あの中に、きょう説明いただいたコムテックのいろんな記事が載っております。私は前から、発情を管理するシステムを開発されたということは非常にすばらしいなど、宮崎県の和牛500億円産業の救世主かなということを見たんです。というのは、1母牛が1年1産できるシステムをつくるわけですからね。問題はこれからだと思うんです。非常にまだ普及率が低いように書いてございますから、農政と連携をされて、コムテックの情報管理システムが県内の和牛繁殖農家に早急に普及するようなシステムをつくってあげないと、コムテック独自ではちょっと無理じゃないか。また、せっかくいいもの（いいものという前提）を開発されながらポシャる可能性があるなど、きのうの冊子を見ながら考えたんですが、その辺のフォローはどうされていますか。

○森工業支援課長 今回のコムテックの事業につきましては、システムは開発はしたんですけども、ちょっと使いにくいというところがございます。その点を改善しようということで、地域の農家4軒と組みまして、そういうふうな情報が出ましたら携帯電話もしくは農家にファクスで自動的にそういう情報が行くようにというシステムをまず開発しようということでございます。この辺の利便性が改善されますと、なお商品としての価値が高まりますので、より普及しやすくなるのではないかと考えております。

あわせまして、農政との連携につきましては、逐次そういった情報交換をいたしておりますので、商品の普及につきましては農政と連携をとりながらやっていきたいと思っております。

○福田委員 今の説明で直感したんですが、牛の足に装着をする器具のようですね。運動量に

基づいて発情が来ているかどうかをチェックするということですから、もちろんインターネット等のシステムでやるのも大事と思いますが、生き物ですから、朝夕農家は管理をしているわけです。そこにコムテックが開発した足に装着したものが、万歩計のような数字が出ることで簡単に見れるんですね。発情を迎えた牛については迎えていない牛よりも運動量が多いということにヒントを得てこれは開発されたようですから、商工と農政の畜産の関係と連携しなければその辺のひらめきがないと思うんです。今の説明を聞いておってもね。大事ですから、口で農商工連携だけではだめですね。実際現場に向いて、それが本当に使える。せっかく第1号で認定されたんですから、これが全国1、2位を争う和牛生産県の宮崎県で普及しなければ、ほかに普及することはないと思うんです。例えば、まだあるんですよ。都城で開発された誘導レール、都城の小さな鉄工所が開発したんですが、牛の競りのときにずっと引っ張っていける。あれも宮崎県で開発されました。それから競り市の電光掲示板、これも延岡の小さなコンピューター会社が開発しました。これも全国に広まりました。そういうふうに応援をしてやると広まるんです。ぜひ内部の連携をつけて、よりよきものが開発されて普及しますように尽力してください。

○丸山委員 農商工連携は、農政局、また経済産業局が認定するというふうになっているんですが、県として10年間にどれくらいの認定をしてほしいというような全体の計画があるのか。まずそれをお伺いしたいと思います。

○森工業支援課長 国におきましては5年間で500件という目標を掲げております。したがって、各県で割りますと単純計算で年間2～

3件という割合かと思えます。

○丸山委員 2～3件受ければ、来年度から運用だけで3,400万がそこにしか使えないというふうになるわけですか。

○森工業支援課長 今申し上げましたのは国の法律に基づきます計画でございまして、これとは別途、県のほうでファンドをつくりましてやっていきますけれども、今のところは全体で20件から25件ぐら이를県のほうで応援していきたいと考えております。

○丸山委員 国が認定する2～3件と県が20～25件支援しますよと、この差はどういうふうに考えればいいのか。国から認定されれば有利な融資制度等あったり減免があったりすると思うんです。その辺がわかりづらいものですから、それを少し詳しく教えていただきたいと思えます。

○森工業支援課長 国の補助事業につきましては1件当たり3,000万とかそういうふうな金額になっております。県のほうで今考えておりますのが、数百万、500万ぐらいの規模を考えております。したがって、規模の大きなものにつきましては国の認定制度を使っていただこうと、もう少し規模の小さいものにつきましては県のほうで支援をする。あるいは県のほうで支援したものがだんだん事業が大きくなって、もう少し大きなものをやりたいという場合につきましては、国のほうの補助事業につないで大きくしていきたいと、そういうふうなことを今考えております。

○丸山委員 4ページに推進するためのネットワーク会議を設置する予定というふうに書いてあるんですが、早くこれを立ち上げていかないと、先ほども農政の中で、県庁内部は会議があるけれども、実戦部隊のところを立ち上げない

といけないという緒嶋委員の指摘もありました。これを早目に立ち上げてほしいと思っているんですが、立ち上がっていない理由は何があるんでしょうか。

○森工業支援課長 現在、国のほうに20億円の申請作業をやっております。その中で細かな条件も国のほうに出すようになっておまして、その辺の詰めがまだ詰め切れていないと。できましたら、先ほど申しあげました補助率、それから補助の限度額とか、どういうふうな考え方でこの事業を実施するんだというようなところをもう少し詰めまして、それをもとにネットワーク会議を開きたいと考えておまして、その関係で少しおくらしているという状況でございます。

○丸山委員 いずれにしても、国の関係もあると思いますが、早く立ち上げていただかないと、10年後、農商工連携が飛躍するか飛躍しないかによって宮崎県の存亡がかかっていると思うものですから、しっかりやっていただきたいと思っております。

県内の企業だけなのか、県外とも組んでの農商工連携なのか。宮崎県はつくるのは得意ですけども、加工とかいろいろするときには県外の企業の力とかも可能性があって、それは逆に言うと誘致企業になるのかもしれないけれども、そういったことも含めて農商工連携はできるというふうに考えてよろしいのかお伺いしたいと思えます。

○森工業支援課長 国の制度におきましては、例えば宮崎の企業と北海道の農家、あるいは北海道の農家と宮崎の企業が組むということもオーケーということになっております。それとか海外への販路開拓についてもオーケーとなっております。そういうことを踏まえまして、県の

ほうといたしましてその辺のところをどうしていかうかということで、今のところは、県の補助事業ということでございますので、県内の中小企業、県内の農林水産物をメインに支援していかうかと考えておりますけれども、委員おっしゃいましたように、もう少し幅広く考えてもいいのかなという気もしているものですから、今後その辺のところは詰めていきたいと考えております。

○丸山委員 前回も言ったんですが、宮崎の目線ではなくて、宮崎外から見た宮崎のよさというのをもう少しリサーチをしてアレンジする人がいないと、手上げ方式であればいいものがないというふうに思っているんですけれども、その辺の協議はしていただいたのかお伺いしたいと思えます。

○森工業支援課長 基本的には、公募といえますか、そういう事業に取り組みたいというところが地域力連携拠点の産業支援財団なりに相談に行って、専門家の意見を聞きながら事業化していくということ、今のところ想定しております。もう一方では、手を上げなくても、県内各地区にいろんな隠れている地域資源があるのではないかと、そういうものをもう少し県のほうで発掘してほしいという御意見かと思えますけれども、その辺のところも、地域力連携拠点、それから特に市町村につきましても、PRといえますか掘り起こしについてお願いをしていきたいと思っております。

○丸山委員 要望になりますが、県外の人から見た宮崎のよさというのをもう少ししっかりリサーチしていただいて、前回の委員会でも言ったかもしれませんが、食を引っ張っている大きなキーポイントは女性でありますので、女性の視点、県外の女性が宮崎をどう思っているのか、

県内の女性がどう思っているのか、そういった目線も考えていただいて、宮崎の農産物はこんなものがある、これとこれをコラボレーションするとこんないものができますというような柔軟な発想をしていただいて、農商工連携が、10年後にやっていてよかったなというふうな形になることをお願いしたいと思います。

○緒島委員 工業支援課長が言われたことは、推進体制が今のところまだ県庁内だけの体制ということですが、これを広めて市町村を含めたネットワーク会議というのを早く立ち上げて、全県的なものの中で、農業が頭に来るわけですから、農業振興と絡めた工業振興ということになるわけですので、ある意味では私は工業支援課がここでいいのかという気もせんでもないですよ。それは当然どこでもいいんですけれども。そういう全体的なネットワーク、あるいは庁内の連絡会議等密にして、それから全体を深めていかんと、かけ声だけに終わるんじゃないか。また、3,400万の運用益でいいのか、それは足らんというぐらいに本当はなからにやいかんわけですよ。そういう中で宮崎県の農業振興の中で商工と付加価値を高めて地域活性化に寄与する。やはり企業誘致ということよりも、宮崎にマッチした振興策はこれだというふうに思うので、そのあたりを十分進めていくべきだと思うんですが、このあたりは部長としてどう考えておられるか。

○高山商工観光労働部長 農商工連携事業というのは、国のほうは、食の関係とかそういう関係で、農業が活発なところについて、付加価値を高めてそれを活性化するというのが基本ですが、特徴として、従来は一地域内というのがありますが、それは県外との連携でもいいよとかいうのがあります。それから商という部分があ

る、これが一つ大きな特徴であると思います。

そして具体的な事業に対する支援でありますけれども、これにつきましては、今回のファンドの関係で県内の特産品を使った新商品の開発あるいは販路開拓を支援いたしますけれども、国の法律の中で、2ページに書いてございますいろいろな支援措置、これについては設備投資とか低利融資、債務保証などに限られています。ただ、全体の事業の中でこれ以外の事業、例えば新連携事業がありましたたり、地域産業資源活用プログラム、県内では270の資源を特定していますが、これを活用した新製品の開発等に対する支援措置、そういった直接の国の支援のほかの事業があります。そういったものも取り込んでやっていかにかいかなと。そのためにいろいろな県内のシーズを拾い上げていくと。そこで初めてネットワーク会議とかが出てくると、非常に大きな役割を果たしてくるということがあると思います。

そういったネットワーク会議は、国との関係等で若干まだ進んでいないところがございますけれども、それを発揮していろいろな情報をつかんで、国の施策で取り込んでやれる支援の部分、それが厳しいところを県のファンドでカバーしていく、そういった広い視点を持って事業を進めていく必要があると思っています。そういったことで、各市町村、各事業体も含めまして意見交換しながらよりよいものを探していくと、そしてよりよい事業を取り込んでいくように進めていきたいと思っています。

○緒嶋委員 見通しとして、ネットワーク会議をいつごろまでに設置しようというふうに考えておられますか。

○森工業支援課長 年内には開催したいというように考えております。

○緒嶋委員 年内というのは12月までということですか。

○森工業支援課長 そうでございます。

○緒嶋委員 そういう積極的な対応の中に、やはり県のファンドの支援ではなくて国の制度を利用してやったほうがいいですよというのが本当はふえてくるほうがいいわけですよ。そういうことであれば、全体的にこれに強力な支援体制、またネットワーク等も含めて、手を上げてくる人が多いものに持っていかにかんかんと思えますし、今、宮崎県の経済情勢が大変厳しい、これは有効求人倍率でもわかるわけだが、何とかして地域活性化の起爆剤にする。国の制度と県のファンドも含めて、そういうふうな意気込みで、これは農業サイドと連携をいかに密にするかということも重要なわけでありますので、県庁連絡会議の体制というのはどういうふうになっているわけですか。県庁内だけの体制を見た場合どういう体制になっているのか。

○森工業支援課長 主に、農政水産部、環境森林部の林業関係、商工観光労働部の関係課が集まりましてやっております。

○緒嶋委員 私は、一部の部だけではなく、県民政策部まで入れて全庁的な体制を組んで庁内一丸となった体制をしくべきじゃないかと思うんです。関係するところだけというよりも、大きな意味ではすべて関係があるわけだから、そういう体制はつくれないのか。

○森工業支援課長 現在のところ、このファンド、それからファンドの創設に当たっての連絡調整、今後どうやって事業を進めていこうかという形でスタートいたしております。これから実際の事業推進ということになりますので、そういうことも踏まえまして県庁内の推進体制を構築していきたいと思っております。

○緒嶋委員 この連絡会議のトップはだれですか。

○森工業支援課長 工業支援課の新事業支援の担当主幹でございます。

○緒嶋委員 このようなすばらしいものを担当主幹の会議でいいのか。部長。

○高山商工観光労働部長 事業のスキームとか具体的なかなり細かいことをやっている関係でこの連絡会議をつくっております。そこを踏まえて、事業の中身全体でネットワーク会議をつくろうということがございますので、今の事業構成につきましては十分それで進んでおるといふふうに考えております。

○緒嶋委員 やはり、これだけのものをやろうという国との連携の中では、専門部会をつくるのはいいけど、格を上げるという言葉は悪いけど、もうちょっと体制を強化して、全庁的な体制の中で進めておるという積極性がなければ、各市町村もついてこんですよ。主幹とか担当のリーダー対応ぐらいでは。もうちょっと積極性を持って事業を進めなければ、宮崎県の置かれておる厳しさというのをあなたたちが一番先に認識せないかんわけですから、そういう意味では体制をもうちょっと強化すべきだということ強く要望しておきます。

○萩原委員 工業支援課長、1、2ページの農商工連携の、申請から認定を受けて融資の実行まで、時間的にはおおむねどの程度考えていらっしゃるんですか。半年、1年。

○森工業支援課長 まず、国のほうの制度でございますけれども、事業計画の認定ということで、国のほうに申請して認定を受ける。その後に国のほうが補助事業を応募するということになりますので、その期間が、今回のケースですと2カ月ぐらいの応募の期間がございましたの

で、認定を受けて補助事業の申請決定に至るまで半年ぐらいかかるのではないかと考えております。

なお、融資につきましては、いろんな融資の制度がございますので、国のほうの日本政策金融公庫に申し込みをするということになりますと、もう少し早くなるかとは思っております。

○萩原委員 民間というのは、それをするのに相当の人件費もつぎ込んでいくわけですからね。国の関係というのはスパンが大体1年ぐらいいんです。それでは民間が参ってしまうんです。だから、こういうのはなるべく迅速にやっていただくように国のほうにも強く要望していただきたいと思っております。

それから古賀課長、5ページ、3番の「魅力的な商店・商店街支援貸付」ですけれども、融資対象に商店街の整備とかが入っていますが、これはそれなりの法人格がないと申し込みはできないんですか。例えば任意の通り会、あるいは個人なのか。

○古賀経営金融課長 貸付の相手方は法人格もしくは人格がないといかんですよね。となりますと、個人の場合は大丈夫だと思いますけれども、任意組合の場合は、人格がございませんので無理かと思っております。

○萩原委員 それから6ページ、創業・新分野への進出、これは建設業はどの程度でしたか。

○古賀経営金融課長 ただいま57件ある中では、どこから来られたかというのは不明でございます。申しわけございません。ただ、どういった業種が多いかと申しますと、小売・サービス業に進出されている、もしくは創業されている方が多うございます。

○米良委員 最前も農業を取り巻くいろんな厳しさから話があったんですが、農業は農業なりに、あるいは漁業は漁業なりの厳しさがあります。

加えて中小商店街も、いわゆる大型店の進出によりまして、ここ10年、20年の厳しさからどう抜け出せばいいのかという政府のこれは苦肉の策だろうと思うんです。それはいい意味です。いい意味で、こういう促進法ができて、これを日本全国に広げて、農業、漁業あるいは中小商店街を守ろうということでしょうから、大変時機を得たい促進法ができたなど、こう思います。しかし、今、厳しい質問や意見がありますように、これをどう展開を図っていくかということが、浸透を図っていくかということが、皆さんに課せられた非常に大きな課題だろうと思えますし、我々もそういう側面から見ていかなきゃならんと思えますけどね。例えば、中小商店街の皆さんたちが組織しております商工連合会がありますよね。この人たちの動きを見ておきますと、非常にちやちなことを考えているんです。皆さんが期待をしているような大きな法的な、あるいは経営体をつくっていきこうという動きは、今のところ見えてないような気がするんです。

そこで、1ページを見ておきますと、いわゆる基本方針が2つに分かれて申請なり認定なりありますけれども、右のほうを見ておきますと、支援事業計画が非常に大きなウエートを占めると思うんです。ここの中に、「事業者等に対する指導・助言等の支援を行う計画を作成」というのがありますけれども、ここあたりが整っていないと前には進まないんじゃないかと思えて仕方がないんです。今、中小商店街、商工連合会を組織する皆さんたちがこれに対するいろんな取り組みを非常に興味深く持っておるような気がしてならんわけです。それを前提として、ここの支援を行う計画の作成を行っていく段階

で、皆さんがどうこれに携わり、あるいは皆さんたちの知恵と力をかりていかなきゃならんかという大きな期待があるわけです。私はそう思うんです。その場合に、商工会連合会あたりとの密接なつながりの中でどういうものをつくり上げていこうとしているのか、そこあたりの考え方をお聞かせ願えませんか。

○森工業支援課長 まず、冒頭御説明しましたように、この事業を推進する際の支援機関といたしまして、地域力連携拠点というものを今、県内5つ設けております。この中には県の産業支援財団のほかに商工会、商工会議所、これも4つ含まれております。さらに、地域力連携拠点の運営に当たりましてはサポート機関というものも同時に設けておりまして、この中にはJ A、県内の金融機関、商工会議所であれば商工会連合会、こういったところとも連携してやりなさいという仕組みになっております。そういうことで、当面は地域力連携拠点の活動を活発にさせて農商工連携の取り組みを促進させていきたいと考えております。

もう一つは、今回、事業計画の認定を受けました霧島工業クラブ、これは都城にございますけれども、こちらのほうも農商工連携の取り組みに対する支援、非常に活発な動きをやっております。こういったところも支援をしていきたいと思えますし、ほかにも候補になりそうな機関もございますので、そういったところも一緒になってやっていきたいと思っております。例えば農業法人経営者協会という組織もございますので、こういったところにもぜひこの支援事業に取り組んでもらいたいと考えているところでございます。それからJ Aのほうでは、社団法人の食品の研究所を持っておりますので、こういったところも活用していきたいというふう

に考えているところでございます。

○米良委員 商工会の皆さんたちの意見を聞いておきますと、新商品の開発ということに非常に興味を持っておるんです。県内の異業種の皆さんたちが集ってそういうものを開発していくということは、可能な部分もあるでしょうし、地域的に不可能な部分もあると思うんですが、今の段階では非常に考えることはチャンスなんです。大きな経営体、企業としての枠組みができるか。私はそうあってほしいと思えますけれども、今の段階では、個人的に加工食品をつくってみたり、そういうちっぽけなことしか考えていない。やっと歩きだしたところでしょうからそういうニュアンスに映ると思えます。持続性あるいは継続性ということから考えると、一つの大きな経営体をつくって発展的にそれが可能なようになっていかないと、絵にかいたもちに終わってしまうのではないかと思うものですから。結論的に言いますと、そういう人たちを皆さんたちがどう指導、助言をしていくかということですよ。どう展開をしていくか、そういう一つの流れをきちっとつくってあげないと、絵にかいたもちに終わってしまうような気がしてなりません。さっき言いましたように、国からおりてきたから自分たちが受け皿としてやるんだということではなくて、宮崎県の置かれておる厳しさの実態を踏まえて、どう展開をしていくかという指導力が特に大事だと思いますから、そこ辺、将来にわたる一つのビジョンという流れを、何かありましたら聞かせてもらえませんか。

○森工業支援課長 農と工の連携というのは今までもずっとあったわけでございますけれども、特に課題となっていましたのが、例えば商工会がやろうとすると農業分野のほうになかなか積

ふえております。金額で申し上げますと21億9,000万ということで、昨日でしたか全国の発表があったと思いますが、全国は27%だったと思いますけれども、それよりも相当県内については悪い。業種で申し上げます、特に21億9,000万のうちの半分以上を占めておりますのは建設業です。これが約12億2,500万で、対前年比で申し上げますと179.6%という状況でございます。今そういった状況でございます。

○太田委員 代位弁済がふえるということはちょっとまずいかなというイメージでとらえていいと思うんですが、焦げつきとかいろいろ将来あるかもしれませんけれども、こういっただのは、例えば交付税措置されるとか一切ない、県単での完全な貸し借りということになるわけですか。

○古賀経営金融課長 5ページに書いておりますような貸付につきましては、責任共有制度というのが昨年の10月1日から始まりまして、貸付残高のうち80%は信用保証協会が保証しますが、20%はそれぞれの金融機関がリスク負担してくださいということになります。例えば80%のうち保証協会のほうは全国の組織のほうに再保険をいたしております。再保険で大体70~80%ですから、100%補てんされるものもございます。10%ぐらいいは補てんされない部分がある。最大10%ですけども、これについては県のほうで2分の1損失補償している。それについては交付税の積算には入っているようでございます。

○高橋委員長 ほかにございませんでしょうか。
〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○高橋委員長 ないようですので、これで終わりたいと思います。

執行部の皆さんは御苦労さまでした。ありが

とうございました。

暫時休憩いたします。

午前11時49分休憩

午前11時50分再開

○高橋委員長 委員会を再開いたします。

協議事項（1）の次回の委員会についてであります。

次回の委員会は、事務局案で12月15日の午前10時から行うことを予定しております。

次回委員会での執行部への説明、資料要求について、何か御意見や要望がありましたらお出しください。

○緒嶋委員 新分野進出の詳細を調べてもらいたい。

○高橋委員長 今、緒嶋委員から出された意見は、きょうの資料の6ページの創業・新分野進出支援貸付の詳細、内訳を資料要求したいということです。

○井上委員 倒産件数と地域別の件数を教えてください。

○高橋委員長 全産業の倒産件数ですね。

○井上委員 県が把握している、業種と地域別の件数。

○高橋委員長 業種別と地域別の倒産件数の資料を要求したいと思います。

○福田委員 今、説明のあった保証協会の代弁率の3年ぐらいの推移を見てみたいです。

それと、半分が建設業と言ったのですが、1経営体当たりの代弁金額。12億2,500万の中に2社とか3社の場合もありますし、100社とかいろいろあります。どれくらい入っているか知りたいですね。

○高橋委員長 大きな金額を幾つか挙げてもらうということですね。

○井上委員 農業のほうも一緒に入れて挙げてもらうといいと思います。

○福田委員 農業信用保証協会や、林業もある、保証協会が3つある。固有名詞が出らんからいい。また、類似県の保証代弁率を比較するとおもしろい。

○高橋委員長 今、福田委員からありましたのは、代位弁済3部門の3年推移を資料要求ということで、主立った金額の大きいものから幾つか挙げてもらうということですね。

○福田委員 企業は一般の保証に入っているか分からないけれども。

○丸山委員 農商工連携の体制のあり方について、緒嶋委員と一緒になんですが、農政とか商工とかじゃなくて、宮崎県が生き残るために、農商工連携を10年間でしっかりやれる体制づくりのためには、経済部とかいった新しい部の再編まで含めてやる気があるのかどうかというのをしないと、これは無理だと思っているんです。県民政策部なのかよくわかりませんが、そういうのを先に意見聴取させていただいて、そこにこの体制をどう取り組むのかというのをしっかり強く言いたいと思っています。

○高橋委員長 暫時休憩します。

午前11時54分休憩

午前11時59分再開

○高橋委員長 委員会を再開いたします。

今回の委員会は、農商工連携の体制のあり方について、知事の意気込みといいますか、部の再編も含めた知事の考え方を聞くということで、知事に出席を求めることとします。

それでは、いろいろと委員の皆様から意見をいただきましたので、そういったことを参考にしながら、次回委員会の内容については正副委

員長に御一任いただけますでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○高橋委員長 それでは、そのようにさせていただきます。

今回の委員会は、定例開会中の12月15日になりますので、よろしくお願いたします。

それでは、以上で本日の委員会を終わります。

午前11時59分閉会